

**第 9 回 庄内南部地区合併協議会  
議会議員定数等検討小委員会  
会 議 録**

期 日：平成 1 6 年 1 月 1 8 日（日）

場 所：羽 黒 町 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー

## 第9回庄内南部地区合併協議会議会議員定数等検討小委員会 会議録

○日 時 平成16年1月18日(日)午前9時56分～

○場 所 羽黒町コミュニティセンター 集会室

○次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 合併後の新議会の議員定数及び任期について

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員

| 役職名  | 区 分     | 氏 名   | 役職名 | 区 分     | 氏 名   |
|------|---------|-------|-----|---------|-------|
| 委員長  | 鶴岡市議会議員 | 榎本 政規 | 委 員 | 櫛引町議会議員 | 菅原 元  |
| 副委員長 | 三川町議会議員 | 大滝助太郎 | 委 員 | 櫛引町議会議員 | 遠藤 純夫 |
| 委 員  | 鶴岡市議会議員 | 斎藤 助夫 | 委 員 | 三川町議会議員 | 須藤 栄弘 |
| 委 員  | 鶴岡市議会議員 | 本城 昭一 | 委 員 | 朝日村議会議員 | 進藤 篤  |
| 委 員  | 藤島町議会議員 | 齋藤 久  | 委 員 | 朝日村議会議員 | 井上 時夫 |
| 委 員  | 藤島町議会議員 | 押井 喜一 | 委 員 | 温海町議会議員 | 佐藤甚一郎 |
| 委 員  | 羽黒町議会議員 | 山口 猛  | 委 員 | 温海町議会議員 | 富樫 栄一 |
| 委 員  | 羽黒町議会議員 | 富樫 栄一 |     |         |       |

○欠席委員 なし

○出席事務局職員

| 役 職 名  | 氏 名   | 役 職 名  | 氏 名    |
|--------|-------|--------|--------|
| 事務局長   | 芳賀 肇  | 調査計画主査 | 今野 勝吉  |
| 事務局次長  | 佐藤 智志 | 調査計画主査 | 鈴木金右エ門 |
| 総務課長   | 石塚 治人 | 調査計画主査 | 本間 光夫  |
| 調査計画主幹 | 斎藤 雅文 | 総務係長   | 渡部 功   |
| 総務主査   | 成田 弘  | 調査計画係長 | 柳生 晃   |
| 総務主査   | 吉住 光正 | 主事     | 伊藤 弘治  |
| 調査計画主査 | 土田 宏一 |        |        |

## 1 開 会（午前9時56分）

○芳賀 筆事務局長 それでは、皆様おそろいですので、時間前ですけれども、ただ今から第9回議会議員定数等検討小委員会を開会いたします。

## 2 あいさつ

○芳賀 筆事務局長 初めに、榎本委員長よりごあいさつをお願いいたします。

○榎本政規委員長 おはようございます。新しい年を迎えまして、議員の皆さん、委員の皆さん新たな気持ちで新年を迎えられたんじゃないのかなと思っております。しかし、平成16年度といえ、もう合併待ったなしの時期に進んでまいったのではないのかなと思っております。この議会議員定数等検討小委員会は、本来であれば富塚会長から12月定例会前まで回答をいただきたいという照会がございましたが、もう少し時間をいただきたいと、平成16年の1月中旬をめぐりに何とかこの議会議員の定数をまとめてまいりたいのでということで、全体法定協の中で了承を得ておりました。1月の中旬になってきたものですから、今回第9回を迎えるわけですが、各議会とも鋭意議員の定数について検討をいただいておりますので、ぜひとも集約をしてみたいなと思っております。議員の身分を自ら決めるという大変厳しい状況にはあるかと思いますが、私どもの背中には各市町村民がすべて控えているわけであります。その辺も皆さんからご検討をいただきながらぜひともまとめていきたいなと思います。

第8回の検討小委員会で定数特例について検討をいただいていたんですけれども、まだ正式に定数特例についてまだ踏み込めないという議会が2議会ほどございましたものですから、その辺も含めてきょう皆さんから各議会の集約した意見をお聞きしながらぜひとも成果を上げてまいりたいと思いますので、ひとつ真剣な意見交換なり質疑応答をお願い申し上げまして、委員長としてのあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○芳賀 筆事務局長 どうもありがとうございました。

## 3 合併後の新議会の議員定数及び任期について

○芳賀 筆事務局長 それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。  
委員長より議長のほうよろしくお願いいたします。

○榎本政規委員長 それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

合併後の新議会の議員定数及び任期についてを議題といたしたいと思います。

去る12月22日の第8回の議会議員定数等検討小委員会において、再度本日までその結論を持ち越しておりました議会が2議会ほどありました関係上、その議会のほうからのご意見をいただいて、その後に各構成市町村議会からの現在の議会における議員定数と、あるいは任期についてのご意見を伺ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、開催地でもあります羽黒町議会さんのほうからお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○**富樫栄一委員** おはようございます。それでは、私のほうから羽黒町議会につきましての報告をさせていただきます。

前回まで定数特例について具体的な検討結果をお示しできなかった羽黒町議会といたしまして、何とか結論を出すべきと考え、正直なところ私といたしましても本当に並々ならぬ決意を持って特別委員会に臨み、協議をいたしたところでございます。

去る1月7日、第6回目となりました羽黒町の合併調査特別委員会を開催し、午後2時に委員会を開会し、5時過ぎまで議論に議論を重ねたところであります。途中議員ロビーに場所を変え、議員だけでざくばらんな話し合いの場を設けまして協議をいたしましたが、どうしても具体的な定数等の、特に人数等については何人にするのかという、そういう数字を導き出すには至りませんでした。ただ、今後とも引き続きこの定数特例について協議を継続していくことは確認をいたしておりますので、当委員会での協議の経過、あるいは状況等を参考にさせていただきまして、何とか最終的には結論に結びつけるというふうに考えております。

協議の中で出されました主な意見をいくつか紹介させていただきますけども、一つとしては、羽黒町議会としてこれまで在任特例という統一見解を出したわけなので、もっと協議の場で在任特例を主張すべきでないかという意見もありました。また、各市町村の主義主張の違いはあるものの、何とかそれぞれ歩み寄って定数特例で一本化を図ろうとしているわけなので、羽黒町議会といたしましても具体的な定数特例についてやはり結論を出すべきであると、そういった意見もありましたし、また定数特例を採用した場合、市と町村部では見解の相違が歴然であり、その定数を特に一体何人にするのか、市と町村部の議員定数の割合をどのようにするのか、すなわち人口比例加算なのか、それとも激減緩和策を講じるのか等々の結論を導き出すのは至難のわざでないかというふうな意見も出ました。また、議員定数等を決定する前に、新市の名称をどうするのか、また町村部における支所機能をどうするのか、それに地域審議会を設けるのか等々についてももっともっと十分に協議するべきでないかと、こういった意見が主に出されました。

以上のように、羽黒町議会では様々な意見が出ました。具体的な定数特例についての、特に人数等の数字についても意見があったわけではありますが、議会といたしましては総意に至らなかったというような結果でありました。結論的に羽黒町議会といたしましても、議員定数等については定数特例という協議の場には今後とも参加していくという確認は得ておりますので、本小委員会の協議を踏まえて羽黒町といたしましても今後検討をしていく考えでありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、羽黒町の議会としての報告とさせていただきます。

○**榎本政規委員長** わかりました。いろいろご意見つきましたけども、現在の状況では定数特例には参加していくということではありますが、羽黒町さんとしての定数特例の総体人数、あるいは町としての定数については結論を得られなかったということによるしいわけですね。

○**富樫栄一委員** はい。

○**榎本政規委員長** それじゃ、続いて櫛引町さん、お願いいたします。

○**菅原 元委員** 櫛引町では、昨年の12月22日の委員会終了後、12月26日に全員協議会を開催いたしました。その席上で定数特例の人数について、それだけに絞っているという議論をしましてまいりました。それで、今櫛引町では、12月の中旬から今月の20日まで合併に関する地区座談会を鋭意開催しております。そういう中でも、議員の数は原理原則34名ということで合併座談会に臨んでおります。そういう関係で、定数特例においても人数は34を変えないで、仮に朝日村の議員の数を複数にするということであれば、朝日村の議員の数を2にすると。そして、鶴岡市議会、今の22名ということになりますけども、それを1名減じて21にすると。そういうことで、34は変えないで定数特例にさせていただくという、そういう考えをまとめました。

しかしながら、年が明けて1月8日の新聞報道、山新あるいは荘内日報にこの合併に関する報道がありましたけども、鶴岡市では今後原理原則でいくんだという報道がされておりますが、このことを初めに、今後どのような主張をしていくのかということとを聞かないと、鶴岡市議会特別委員会の真意がどうなのかははっきりしないと、このことにはまとめ上げていけないのではないかという話がされております。そういうことで、櫛引町は定数特例につきましては34のその総枠は変えないということで話されてきましたし、鶴岡市議会の特別委員会の新聞報道の真意をこの場で最初に聞かせていただきたいと思います。

○**榎本政規委員長** 櫛引町さんの考えは、定数特例にした場合、34名の原則定数は変えないと、朝日村さんを複数、2にするためには、鶴岡市の22名を1名減じたらどうかというような考え方であります。

今櫛引町の菅原委員さんのほうから、1月7日の鶴岡市の特別委員会の新聞報道のことについて問われておりますので、それじゃ鶴岡市の本城委員さんのほうから、その辺も含めて鶴岡市の考え方についてお願いをいたします。

○**本城昭一委員** 今お話ございましたように、1月7日に全員協議会と、引き続き特別委員会を開催し、この問題について議論をしたところであります。新聞報道が違っているという言い方はしませんけども、真意が全部伝わっていないのと、こんな感じがいたします。ずっと申し述べてきましたとおり、34名のオープンというのが原則であります。この原則を遂行すればいろんな微調整とかそういう問題は出てこないし、住民に対しても法定の上限の34名でオープンだと、こういう説明が十分つくということで、私どもはこれを一貫して主張してまいりました。しかし、それでは一步も前に進まないという状況を踏まえて、さらに空白区が出るという心配されている地域もあるわけですから、これらに配慮をしながら選挙区にすると、それで空白区をなくしようと、ただし人数は34名であると。これは、第2点の妥協案という言い方ではおかしいわけですが、そういうことで申し上げてきたわけであります。

ただ、その後委員長から定数特例の検討をして、その人数も含めて考え方を検討するようにという指示があったわけでありますので、鶴岡としてもそういう検討をしたところでありまして、そういうことで空白区となると予定の、予定という言い方はお

かしいわけですが、そういうふうに主張される地域の複数ということを頭に入れながら全体の調整をすると39名になりますというのは前回申し上げたとおりで、三つの案を提示したということでもあります。あくまでも鶴岡としては原則34名オープンというのが基本であります。それを妥協していくためにはどうするかということで2点、3点という提案をしておりますので、この原則については現在も変わらないわけですし、前も申し上げましたとおり、当特別委員会では人数を変更していくにしても人口比を原則にするようにという枠を私ははめられておりますので、それを申し上げたところであります。従来と変わっているところはありません。

以上であります。

**○榎本政規委員長** 鶴岡の場合は、原則が34のオープン選挙であると。ただ、この検討小委員会の中で、どうしても選挙区となれば34の選挙区。それでも空白、あるいは激変のことを考えると、人口比で定数を加算していくと、朝日村さんが2になるのは39だという考え方ということですので、後でまた意見交換とか質疑応答を設けたいと思いますので、新聞報道が間違いということではないんですけれども、34だけ書かれてしまったというのが誤解を招いた原因であろうかと思いますので、ひとつそういうことでよろしくお願いします。

次に、その複数の問題が出てまいります朝日村さんのほうからお願いをいたします。

**○井上時夫委員** おはようございます。この前の会議で、うちのほうは定数特例と、あとうちのほうの議員を複数ということで、全体の数は41から68まで出てということで特定できませんでしたが、おととい、1月16日に特別委員会を開きまして、三川さんが出してくれました鶴岡市さんが22名、藤島さんと温海さんが4名、そのほかの町村3名ずつということで、42名ということのをうちのほうでは出したいと思っています。

一応、また後ほどいろいろありましたら出したいと思っています。

**○榎本政規委員長** 朝日村さんは、先の12月22日に三川町さん、あるいは温海町さんが提案をしました42名、鶴岡が22名、町村が20名、町村の20名の割り振りは1万を超える町が4名、あとほかの町村が3名ということでの考えということであります。

それでは、温海町さん、よろしいですか。

**○佐藤甚一郎委員** 温海町の場合は、ずっと以前から定数特例ということで提案をさせていただいております。基本的な考え方からすれば、定数特例の上限である68、これを私どもの特別委員会の中では最高の望むところと、こういって話されております。しかしながら、やっぱりほかの町村、あるいは鶴岡市さん、様々な事情を考えた場合に、68でいけるのかというあたりから、だんだん定数にした場合、原則に近いほうと、それから定数の一番多いほう、つまり68、その間でどう考えていくかということが随分話し合いをされました。

そういう中で、前回私42という数を申し上げました。それは、鶴岡市さんが22、ほかの町村が20という、単純に言ってこれは激変緩和に対する物の考え方と、こう

ということでのつもりでございます。鶴岡市さんが22の場合、ほかの町村が20ということになりますと、これはなかなか計算上は難しいことにもなるかとは思いますが、22対20という関係、これが最もふさわしい考え方ではないかというふうに考えておまして、前回42というふうに申し上げました。その後私どもの特別委員会が開かれまして、その結果、42を下回るようなことがあれば再度持ち帰って特別委員会に相談をしてくれと、こういうことでございますので、きょう42以下の場合は持ち帰ってさらに検討をすると、こういうことでございます。

○**榎本政規委員長** 温海町さんは、前回主張された42名ということで、もしこれ以下の定数であれば再度議会に持ち帰りたいという話であります。

続いて、三川町さん、お願いしたいと思います。

○**須藤栄弘委員** 三川町では、前回、8回で主張した数字は変わっていませんし、その後特別委員会も開催はいたしておりません。ただ、きょうのこの小委員会がどのような方向性になるかによりまして特別委員会を開催するという現段階での考えは持っておりますが、前回の主張と同じでございます。

○**榎本政規委員長** ありがとうございます。三川町さんは前回と同じ42名と、温海町さんと同じ22対20、20の割り振りは先ほど朝日村さんの井上さんが話をしたとおり、人口1万以上が4名、それ以下が3名、合わせて20というような考え方になるかと思います。復唱をさせていただきます。

それでは、最後になりますが、藤島町さん、よろしいでしょうか。

○**押井喜一委員** 藤島町も、この間の小委員会後、合併特別委員会につきましては開催してございません。それで、この間申し上げましたように、定数特例で議論するというにつきましては、地域間の均衡を図っていくということがまず前提になるということで、定数特例を使う場合には当然選挙区選挙というふうになるのではないかと、この間提案申し上げましたように、単純に人口比ではいかないと、今の状況の中でそれぞれ議員がやはり複数必要だというふうなことを考えた場合に、この間申し上げましたように、7市町村それぞれに均等に2名ずつを加算いたしまして、総体で48名の定数ということをこの間も主張しましたので、そのようにご報告申し上げておきます。

○**榎本政規委員長** 藤島町さんは、前回の12月22日と同じ考え方であるということなことであります。

以上で各議会のほうから現在における議員定数及び任期についてのご報告をいただきました。先ほど羽黒町さんのほうからは、定数の数についてはまだ集約ができていないということでもあります。この辺から皆さんからご意見をいただきながら、実は1月の中旬にきょうもございます午後の法定協に回答を提示するという事になっておりましたものですから、この辺から皆さんからご意見等ありましたらお願いをしたいなと思います。併せて、定数についても各町村議会から出たわけですので、その辺をざっくばらんに皆さんから意見交換、あるいは質疑応答をしていただければと思います。

すので、よろしくお願いします。

すみません。現実的な問題を申し上げますと、きょう羽黒町さんが数字が出ていないということで、きょうの全体法定協に結論を出すということにはちょっとならないわけですので、委員長の力不足ではありますが、本来であればきょう、1月はあときょうしか全体法定協がないもんですから、きょう報告を出せるのかどうなのか、その辺も含めて皆さんからご検討いただければと思います。

**○大滝助太郎委員** ただ今の定数関係で、羽黒さんが数字が出ていないということですが、私はまずこの数字そのものよりも定数特例をする場合の考え方、なぜ定数特例が必要かということの議論をしないと、ただ何人足せばいいとか、7掛ける1、7掛ける2とかということではなくて、なぜこの定数特例に踏み込んだかということの原点に返らないとこれは決まらないわけです。数字だけ並んでいてどのやつがいいかということではなくて、やっぱりその数字の出た根拠というか、それは要するに定数特例に踏み込むこの小委員会の考え方ということをもとにきちっとベースを置いて、そこからいけばどれがいいかというおのずとその理論に合った数字というのは出てくるわけです。そのうちから選ぶと。今はいろんな数字が出てきて、どれを選ぶかということの基準というか、考え方をまとめておかないからこういうことになるというふうに思います。今までかなりこの定数特例についても回数を重ねてきたわけなんで、私も前から言っていたんですが、まず激変緩和という言葉が出ているんです。その考え方と、もう一つは均等に定数の増えた分を足していくとかという、大ざっぱに言えば二つの流れがあるわけですが、均等に足していくというのは今の定数特例を考えた場合はちょっと理論的にはおかしい話で、これは特例でないんだ。人数を例えば人口割で足していくとかというのはたださじかげんをするだけで、これは住民が納得できる話ではないんだ。あくまでも人口割でいった場合というのは、原則の場合はそれでいっているわけですから、特例を使うということは、その延長にあってはこれは特例として私はあまり意味がないと。特例というのは、それとまた別の考えで今の激変緩和とか、そういう格好で若干それを見直していく、あるいは別の方法でそれを若干考えるということですので、そこをやっぱり少しきちっとしていかないと、例えば鶴岡市さんの39でしたか、原則を何かちょっと変えたような、人口割でそれをまた足していくとかというのも、これは全く私は無意味な議論だと思うんだ。そんなことで、今この34にどれだけ足すかということの根拠の中のなぜそういうふうなことが、特例に入る場合の基準というのがここで何を理由にしてその特例を我々が進めるかということきちっとしていかないとこれは解決できないと思うし、それがきちっとすればおのずと、だめなやつが今度外れてくるわけですから、残った一つか二つのうちから選択するということになりますので、まず私はそういう議論を若干やって、その数字をどの辺が適当になるかということに、ひとつ委員長からその辺のところをやっぱり聞いていただきたいというふうに思います。

**○榎本政規委員長** 基本的には、私は定数特例に踏み込む理由の一つとしては議員の定数の激変の緩和であろうと。その激変の緩和がじゃしからばどこが対象になるのかなと考えれば、やっぱり一番少なくなる、34を単純に割れば1しかない朝日村さんのご意見を聞きながら進めていくのが筋でないのかな、その辺のことで激変の緩和を

どう進めていけばいいのかなということになるのかなと思っています。ただ、これは私だけの意見ですので、皆さんからその辺、例えば定数を42にした、あるいは39の意見は、今言われたとおり鶴岡の場合は単純な人口比だという、それは激変緩和でなくて、原則をただ加算しただけだというような意見でありますけど、その他いろいろ話が出た中で、その激変緩和の基本的な考え方についてご意見等ありましたら、どうすべきか、定数特例に入るときの激変緩和をどう捉えてその定数を決めていけばいいのかということに対してご意見等ありましたら、もうざっくばらんで結構だと思いますので、個人的な見解、あるいは町を代表する見解でもよろしいかと思いますので、ひとつお願いをしたいと思います。

**○本城昭一委員** 鶴岡の39人というのが何か一人歩きしているわけではありますが、先ほど言いましたように、39というのは鶴岡としてこれをまとめていくための三つ目の物の考え方です。34人の原則オープンというのが1番目であって、これじゃ前に進まないだろうと、そして空白区が出るご心配されている地域もあって、そこからも議員が出るようにするためにはということで34の選挙区選挙を提案したわけであり、それでもまだ1人だということで、やっぱり複数ほしいなということになれば39でしょうと。なぜそういうふうになるかということ、私どもの議会の中での議論は、先日もそうでありましたが、新設、対等合併であるからこれは人口比でいくべきだと、これが基本的な議論であります。それに基づいて数を調整すると39人になりますと、こういう話をただけであって、39名を提案しているわけありません。その辺を誤解なくお願いしたいなというふうに思います。

それから、きょうのご意見の中で、羽黒さんから具体的な数字は出ないとしても、定数特例の方向で検討していくんだと、こういう考え方で受けとめましたけども、そうだとすればほぼ全市町村が定数特例を容認して全体をまとめていきたいという、そういう方向に動き出しているのではないかなというふうに思うわけありますので、これは私どものほうでも議会に持ち帰って、もう一度この各町村さんのご意見を踏まえながら鶴岡市の議会としての意思調整をするための機会をいただきたいと、ここでだめでしたという結論を協議会に戻すんじゃなくて、こういうふうに一歩進んだような気がしますので、これを持ち帰って、そしてもう一度検討する時間をいただきたいと、こんなふうに思ったところであります。

それから、定数特例をなぜ検討するかという三川町さんのご意見がございました。私どもは15万5,000人に人口は増えますけども、新しいまちをつくるわけですから、法定の上限でオープンでやるのが住民に説明がつくと、これを最初から主張してきたわけであり、特例を採用しますと、7市町村それぞれの特例を主張するからこれはまとまるはずがないと、こんなことで原則を主張してきたわけであり、しかし、皆さんもご承知のとおり、そこから一歩も前に踏み出せない。そして、この重要な大事業が議員定数のところでストップして前へ行かない。これは、やっぱり議員として大問題ではないかなと、住民に対して大きな問題ではないかなということで、前に進ませる方向として定数特例の提案をしたところでございます。その定数をどう定めるかというのは、これはやっぱり原則を主張しているわけですので、原則を基準にしながらどう定数特例に展開していくかということを考えながら、34名の選挙区、そしてさらに朝日村さんを複数にするという意味で39という数字も出たわ

けでありまして、特に根拠なしに物を言ってきたということではないというふうに私は思っております。

なお、最初原則で、そういう方向での提案をしたということに対しては、私は鶴岡市の合併検討委員会の委員からおしかりを受けたと、妥協し過ぎだというおしかりを受けましたけども、やっぱり合併というのは私は妥協の産物でできる部分がかなりあると、こういうふうに思っておりますので、そのおしかりはあえてお受けしながら鶴岡市議会の意見をまとめる努力をしてきたつもりでありますので、きょうの各町村の主張を受けて、鶴岡でももう一遍この各町村の意向を伝えて検討したいと、そういう時間を、機会をいただきたいなと委員長に申し上げたいと思います。

**○斎藤助夫委員** 私からも3点ほどご意見を申し上げたいと思いますけども、まず最初に櫛引の菅原委員のほうから新聞報道のお話ありましたけども、私も新聞見まして、山新と荘内日報では微妙に違いまして、荘内日報のほうには原則は34ですけども、そうしながらも定数特例とかいろいろなものについても検討をする余地はあると、そういう報道でしたので、その辺のところちょっと新聞社によって微妙な違いもあったかなと思いますので、真意はただ今うちのほうの本城委員からお話されたとおりだと思います。

それから2点目は、三川の大滝委員のほうからお話あったわけですけども、大滝委員さんはこの委員会の副委員長でもあると思いますので、その議論は十分尽くしたとは申し上げませんけれども、そうした議論を踏まえてこの定数特例ということに來たわけですから、その辺のところは先ほど委員長お話ありましたように、これから進めていくべきだと思いますし、あと最後3点目は、前回も委員長さんからはきょう数字的なものが具体的にまとめる方向にいけないのであれば、法定協のほうにその旨報告したいということをお話されたわけです。きょうもその確認されたわけですけども、今のところ4通りぐらい、定数特例にした場合どういう数字がいいかということで、三川の大滝さんからはいろいろな批評もありましたけれども、それぞれ数字が出てきておりますので、今うちのほうの本城委員からもお話ありましたように、いろいろそれぞれの町村で議論した上で出てきたこの定数特例の数字の調整につきましては、委員長としては今後どのように進めていかれるのか、その辺のところもお聞きできればと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

**○榎本政規委員長** まさか鶴岡から私に見解を聞かれるとは思っておりませんでしたけども、私としては一応全体法定協に今月中旬までということでありましたものですから、きょう回答を持っていきたいというつもりでございました。すべての議会から一定の数字が出れば、この中でその数字の根拠を皆さんからご意見等をいただきながらまとめて数字を出していきたいと思っておりましたが、羽黒町さんからは数字は出てきておりませんので、きょうこの場で決めるというのは非常に難しいのかなと。なおかつ、鶴岡の本城委員から、あるいは温海の佐藤委員のほうから数字が変われば再度持ち帰りたいというような意見があったものですから、きょうのこの場は意見交換の場にして、その中でしかるべき数字を検討しながら再度持ち帰っていただくと。1度延期をしておる関係上、これ以上もう一度延期をさせていただきますというのはもう今がぎりぎりなんじゃないかなと、今回だけでないのかなと思っていますので、きょう

はそういう意味で激変緩和とは何ぞや、あるいは何人にすればどういうふうになるのか委員の皆さんが持っている意見を全部出していただいて、その辺でしかるべき形のものを各議会に持ち帰っていただくような形しか取れないのではないのかなと思っています。委員長としての最終的な腹づもりは最後のところで皆さんにお話をしようとは思いますが、今現在は皆さんから持っている意見を全部出していただくというふうな形で、先ほど大滝副委員長さんから言われたとおりもう少し意見を出し合って、その集約する方向を詰めていければなと思いますので、お願いを申し上げます。

羽黒町の山口委員さん、そういうふうな考え方で、ほかの議会でも羽黒町さんが定数特例まで踏み込んでくれたんならもう一度持ち帰るといような形ですけども、もう一回の形で羽黒町さんとしてある程度の数字の集約、あるいはその数字まで踏み込める状況にあるのかどうなのか、その辺の見解も含めて、その他のことについても結構ですので、ご意見をいただければと思います。

○山口 猛委員 羽黒町としては、先ほど副議長が報告したとおりであります。まず、回数重ねていますが、在任特例が羽黒町の議会としての主張になっております。しかし、この委員会の状況なんかもつぶさに会議録を通して報告をしております。そこで、定数特例について2回ほど協議を重ねてきたわけですが、やはり先ほど本城委員もおっしゃっていましたが、新しい市をつくるということです。私も原則が基本だと思います。しかし、合併特例法で認められております在任特例、定数特例、これ二つあるわけですので、全国の中で合併している市町村には在任もかなりあるわけです。定数もあるわけです。原則もあるわけですが、15万5,000という、鶴岡10万ですので、町村部が5万5,000として、鶴岡市さんの場合は現在28名から原則でいけば22と、周辺町村の場合は15名、16名、18名の中から2人か3人ということです。オープンの場合は別ですが、定数特例を採用した場合は議員は激変するわけですので、鶴岡市さんから見れば町村の痛みは私は相当住民にとっては大きいものではないかというふうに考えております。それで、いろいろ町民の声を聞きますと、基本は原則だけでも、在任を主張している町民は数多くはないわけですが、定数特例もという町民も多くおります。

そこで、この7市町村がいろいろ考え方は違うと思いますが、やはり数を重ねておりますので、原則ではいけないと、在任特例でもいけないと、こういう結論になった場合、この定数特例ということが、委員会として法定協に定数特例でいきますと報告しなければならないと思いますが、その定数特例の場合に関しては、やはりきょうこの委員会として、羽黒は何人と、鶴岡何人というような案を出していただかないと、持ち帰ってもこれはまた前と同じ、羽黒の主張は在任だと、これで私はまたまとまった意見が持ってこれないというよう状況になると思います。そこで、この委員会できょうまとまったというか、人数的なものを出されなかった場合はあとは法定協に委ねるしかないのではないかと、このように思いますので、定数特例を採用した場合、これはあくまでも採用した場合ですので、これはきょう決めたほうがいいのではないかと、人数も含めて。そのほうが持ち帰って各議会で議論をするにもいいのではないかと、このように思います。どうでしょうか。

○**榎本政規委員長** 基本的には、私この場で今山口委員さんから言われたとおり最終的な案は出そうとは思っていますが、その前に皆さんから出ている数字がいろいろあるもんですから、もう一つは櫛引町さんが主張されました34なんだと、34で選挙区でやったときに鶴岡が22から21になって、朝日を2にすれば34の法定定数でできるということに対して、皆さんこれについても一つの提案として出されているわけですので、この辺についてはどうお考えになるか。これはせっかくの提案ですので、とりあえずプラス1になる朝日村さん、あるいはマイナス1になる鶴岡市さんがどう捉えるかです。いや、それはとても各議会には持ち帰れないとなれば、櫛引町さんには大変申しわけないんですけども、そういう形になるのかなと。とりあえず利害関係の有無、利害関係と言ったら大変申しわけないんですけども、その辺ご意見ありましたら。

○**本城昭一委員** 今の櫛引町さんの提案鶴岡が当時者なようですので、他の町村が意見を言う問題じゃなくて、鶴岡が見解を言う問題だろうと、こんなふうに思ったわけですが、しかし鶴岡が1減らして朝日さんを2にするという、こういう1市1村間の調整なんていうのはこの会議の中で私はあり得ないと。全体で決めていく問題であって、鶴岡1減らしてその分朝日に足すなんていう、そういう調整は私はないというふうに思います。ですから、そういう住民にとってわかりにくいやり方でなくするために原則が大事だということを言ってきているわけですので、そういう意味ではこのことは鶴岡としてはおそらく特別委員会で、ああ、よろしいなんて話には絶対ならないというふうに思います。そういう中身の調整というのは、やっぱり考え方から大きく違ってきているなというふうに思いますので、そういうことは持ち帰らないとこれわかりませんが、私としてはそういうことを半分承諾したような形で議会に持ち帰ってどうしますかという提案はできないというふうに思います。

○**進藤 篤委員** 朝日村に関して今話題になっているわけですが、朝日村の場合は私も前々から言っていましたように、1ではなかなか大変だろうなということで、大変皆さん方には心配をかけて配慮をしていただき、本当にありがたいなと思っていますし、今回の34のこの定数のプラス1、マイナス1の件に関しても、これは私のほうにとっては非常にありがたいことですが、あくまで私のほうは2ないし3ということでの複数を出したいもんだということで今までもお願いしてきたわけですし、数字も何かそういうふうな方向であってほしいし、お願いしたいもんだということでございます。

それから、いろいろきょうも話題になって、定数特例を採用する方向での話し合いは大分進んで、同じ土俵の中に上がったような気がしますが、いずれにしても先ほども話になっていましたけれども、今回のこの定数の関係の小委員会にしても、結論を本当は12月年内にということであったわけだけでも、今回まで延びたという経過があるわけですが、今までの約束事は非常に大きいものかなというふうに思います。それで、今これだけ話し合いが詰まってきた段階ですので、あまり先延ばしするののもどうかなと思いますが、せいぜい今おおよそ同じ定数特例という線が出た以上は、もう1回か2回ぐらいの延長はやむを得ないのかなと私は思いますし、だとすればまた我々もこの場ですぐ決定するというわけにもいきませんので、やっぱり持ち帰りも必

ず必要で、それぞれの市町村の議会に持ち帰っての相談もしなければならぬわけです。そういう意味でも、より具体的な数字を出して持ち帰るという方法のほうがベターなのかなというふうに思いますし、鶴岡市さんも持ち帰ってということではありますが、今の34のプラス1、マイナス1に対してはという意見もありましたし、櫛引さんの原則の話も今話題になっているわけですが、その辺のことも歩み寄りながらやっぱり具体的な数字を持ち帰る、そういうもう後はないというような覚悟で臨めれば一番いいのではないかなと考えているところです。

○**榎本政規委員長** 今朝日村さんから、それから先ほど羽黒町さんの山口委員さんからもお話になりましたとおり、今ここには七つの市町村議会の議長さんなり特別委員長さんなりが参加しているわけですが、大体意見の集約としては定数特例を採用し、なおかつ定数特例を採用するということは、先ほど言いましたとおり、激変緩和の関係で選挙区設置をするということで、この認識だけは共通の認識に立てるのか、それでこの論議を進めていけるのかというところだと私は思うんですけども、そのことについてご意見等あれば。それが大前提で、数字が出てくるのはその後なのかなと。定数特例ですべての議会として持ち帰って検討しますと。検討してしかるべく答えを持ってきますと。当然定数特例を採用した場合は、その選挙のあり方は選挙区ですよということのそのテーブルに皆さんの議会が立てるという認識がなければ、数字を持ち帰ってもこれまた意味のない形になるのかなと思いますので、それだけ、いや、違うぞと、まだまだ原則もあるし、在任もあるんだということであれば、今数字を持ち帰っても答えが出てこないおそれがあると思いますので、その辺についての意見はどうでしょうか。

○**榎本政規委員長** なければ、この場ではもう庄内南部の合併について、議員の定数については定数特例を採用すると、なおかつ各市町村ごとの選挙区設置で選挙を行うということによろしいでしょうか。異議のある方はおりませんか。櫛引町さんのご意見等...

○**菅原 元委員** 今まで様々議員定数では櫛引町でも議論してきたわけですが、その中でどこの市町村も在任特例、あるいは原理原則、定数特例という三つの意見を持った議員がいるわけです。その中で、定数特例というのは櫛引町の場合も1ないし2人の議員の主張なんです。ですから、定数特例というのは原理原則、あるいは在任特例の中で歩み寄りをするための一つの産物なわけです。ですから、例えばこの場で定数特例を採用するんだということではなくて、やはりもう一度それぞれの市町村に帰って話し合わない、なかなかこのことは難しいのではないかなというふうに自分は思います。

それから、櫛引が原理原則を主張している一つの決め手の中にも、例えば地域審議会はどうあるのか、これはきちっと設けていただきたい、それで原理原則なのだと、そういう話でありますので、もしできればこの場でも地域審議会等のあり方も一緒に議論していただければ、これは地域審議会を設けるんだということであればまたほかの町村も様々な意見が出てくるのではないかなというふうな感じがしますけども、そのことはどうでしょうか。

○**榎本政規委員長** 地域審議会の話まで出ましたが、地域審議会についてはこの議会議員定数等検討小委員会でも話題になりましたが、私としては議員定数と地域審議会はリンクするものではないというふうに思っていますので、なおかつこの地域審議会についてはこの場で検討するものではないと思っていますので、専門小委員会があるわけですから、その中で各議会の委員さん、あるいは有識者の代表が出ておる関係上、この場でなくてそちらですべきでないのかなと。議員定数と地域審議会は、イコール、あるいは密接に関係するものではないというふうに思っています。これについて、もう既に私はこの地域審議会の話はこの委員会の話し合いの中ではやらないというふうな認識でやってきましたものですから、ちょっとその辺の意見。

○**齋藤 久委員** 議員の定数についてこの検討小委員会でも回を重ねていろいろ議論をしてきましたけれども、今もってまだ決定していないという背景には、今も話出しましたが、新市の名前の決め方もまだはっきり決まっていない、あるいは地域審議会の設置の問題、それから行政組織機構の取り扱い、建設計画もまだはっきりしていないわけです。この問題はここで議論するのではありませんけれども、やっぱり何らかの特例を使わせていただきたいという、それぞれの町村議会の意見としてはそのようなことがはっきりしていないので、なかなかその定数の問題にも具体的に歩み寄ってこうだということが出てこない原因があるのだと私思います。ただ、合併期日が来年の3月31日までという期限もありますので、先ほどいろいろな議案を早く決めなければならないということを考えると、この定数の問題についても早く決定をしなければならないと私も思っております。

私は藤島町の代表の委員ですので、藤島町が先ほど委員長から話出ましたように、48人という、34人の原則に各自治体が2人という数の線を崩したくはありませんけれども、ただそういう話をいくらやっても決まりませんので、ある程度の歩み寄りというのは考えていかなければならないと思います。その数というのは、今いろいろ出ております具体的に私は34人から48人の中ではないかなと思います。ですけれども、鶴岡市の主張する単純人口比率の39人という決め方でなく、やっぱり今までいろいろ議論をしてきた背景には先ほど言いましたような問題を抱えて、実際127人という現在の議員数町村では99人です。それが原則になりますと12人に激減するわけです。ですから、その辺を考えて、単純人口比率である34人というその数字に平等性と申しましょうか、それぞれの自治体に2人なり、私たちの主張する48人は崩したくはありませんが、場合によってはもっと減らした数でもいいのではないかなと考えます。きょうその具体的な48人から34人の枠の中で数字を出して、その数字をもう一度それぞれの議会に持ち帰ってそれでいいか悪いかということを決めなければ、いつまでも延ばしてもどうかと思いますので、それも決まらなければこの検討小委員会では答えは出せないという答申を出してもいいのかなと思います。私としては、答申を出さないということよりも、きょう頑張って34人から48人の中で数字を出してもらいたいと思います。

○**進藤 篤委員** 先ほど櫛引の議長さんから地域審議会のことが出ましたが、この会でも委員長言うように地域審議会のことは話題にした経過があったわけですが、

これは私と委員長の考えの違いで、私はやっぱり取り上げてやるべきだったなというふうに思っていますけども、ここに来た以上はしょうがありませんし、もう期日も迫っているわけですので、それはそれとして、本当はそういう地域審議会を設置すれば原理原則でよかったかなと私も思います。けども、いろんな関係で目に見えないものがあると、住民にも不安があるということでの出発であったわけで、だとすれば特例法を使うべきだろうなというふうに思ったわけでございまして、今ここまで来て、これは委員長と見解の相違を言ってもしょうがありませんけども、非常にこのことは大事なことでありし、今後これも、私も第一小委員会でやっていますけども、この地域審議会なんかも大分話題になりましたし、やるべきだということで委員会の意見の一致は見たところですので、それはひとつ申し添えておきたいというふうに思います。

**○榎本政規委員長** 地域審議会の話、地域審議会は私はあくまでも第一小委員会でやるべき問題であって、ここの委員会で地域審議会をつくることを前提に議員定数を決めますというのはちょっとそれは違うんじゃないかなという意見でありましたものですから、その辺はちょっと誤解で、地域審議会は要らないというんじゃないくて、この議員定数に地域審議会を設置することを附帯条件にするというのはちょっと違うやり方じゃないかなというふうな考えを持っていたので、そう言わせていただきます。

その他いろんな意見ある方、相当この辺は大詰めに来ているんで、あと私としても決断をしなければならない時点に来ているのかなと思いますので、ひとつほかに意見がありましたら。

**○須藤栄弘委員** 今まで多大な経費と時間をかけてやってきているわけですし、いつまでも延ばしていいという性格のものではないだろうと思います。それと、この場での方向性というものを大きく認識をすべきだと思います。そして、それに従って各自治体が努力するということだと思います。現在の定数特例の持つ意味というのを十分に考えて、これは大変難しい話は当然だと思いますし、一定の方向性は当然認識して出していくべきだと思います。それと定数につきましても34から48とあるわけですけども、これがどの辺が妥当なのかということを一定の候補的なものを出して、きょうここでは無理だと思いますし、あまり時間をかけないで結論を出すべきでないかなと思っています。

**○榎本政規委員長** 私の力不足で申しわけないんですけども、一つ私はここで議会議員定数等検討小委員会に任された新市の議員の定数及び任期について、この場で決まったことが各議会に持ち帰って最終的には議決を経なければならないという、その議決をもって最終的に私たちの任務は終わるんだろうなと。ここで定数だけ決めて、議会に持ち帰って最終的に基本4項目なり他の調整項目なんかがすべて議会にかかったとき議員定数が気に入らんから議会が否決をするというようなことのないようにということで慎重な審議をしてきたつもりであります。各市町村議会のご意見等も入れながら、議員の定数は何人なのかということではありますが、大体意見も出尽くしたようですので…。

( 何事か言う声あり )

○**榎本政規委員長** それじゃ、もう一つ朝日村の進藤委員さん。

○**進藤 篤委員** 鶴岡市さんにちょっとお伺いしたいと思うんですが、先ほど櫛引さんの案の３４のプラス１、マイナスの１の分はそれはないよということで聞きましたが、持ち帰って検討するという話でありましたけども、この中の幅がそのほかにも人数の幅があるわけですけども、全部持ち帰ってという考えなのか、その辺のもう少し突っ込んだところの意見があれば聞かせていただきたいと思います。

○**本城昭一委員** 突っ込んだことかどうかちょっとわかりませんが、きょうは先ほど言いましたように、大部分の町村から定数特例の方向というのが私は確認されたというふうに思います。その中で、４２名、３４名、４８名と、そういう数字も具体的に出たわけでありまして。鶴岡も定数特例の方向を否定しているわけでありませんが、こういう人数というのはきょう初めて出そろっているわけですので、鶴岡は定数特例の上限として３９という提案をしているわけですが、これと比較しながら今出た各町村の数字をまた持ち帰って特別委員会あるいは議会で議論したいと、こういうことであります。その中には当然櫛引町さんから３４名という特例が出まして、その中で鶴岡の１名を朝日村さんのほうに調整をしたらどうかと、こういう案もあったわけでありまして、これは先ほど言いましたように、私個人としては初めてお聞きしましたので、そういう調整というのはないのではないかと。そうしたらほかの町村からうちのほうにも１名分けると、こういう話になってくるわけですので、そういうのはとても私はここでオーケー出せないし、ただ先ほど委員長も言ったように、最終的に私は議会の代表としてここに出てきまして、ここで定数の問題についてある程度方向性を見だしたら、これは鶴岡市議会に首長が提案するわけです。そのときに否決されてはならんということ、そういう責任は私はあります。首長が提案して結果的に鶴岡の議会で否決されましたなんて、そんな格好の悪いことできませんので、鶴岡の市議会で通過する、あるいは議決できるような方向に持っていくための意見を申し述べておりますので、そういう意味で今進藤さんからご質問ございましたように、櫛引町さんの先ほどの提案も含めてきょう出た提案はもう一度鶴岡では検討する時間がほしいということで委員長に先ほど申し入れたところであります。

それから、余計なことですが、地域審議会というのは何を誰がどのようにやるのかというのは私まだよくわかりません。そういうものを決めていくのが第一小委員会か、あるいは全体の会議の中で、学識経験者も含めた検討の中で決めていくものであって、定数を検討する議員が定数とのかかわりがあるからとここでその地域審議会の議論をしていくということはどうも私はなじまないのではないかなと、そんなふうに思います。

○**佐藤甚一郎委員** 地域審議会のことが今話題になっているわけで、これは話題にすぎないというふうに考えればそれはそれで整理がつくものだというふうに思います。ただ、私どもはやっぱりどちらかといいますと、町村側に立って見た場合には、町村の今まで積み上げてきたものをこれから新しい市にどういう形で引き継いでいくのかと、このところが大変心配だと。そのためにはどういう制度が必要なのかと、どういう

制度がいいのかと、そういうところをやっぱりいろいろ考えます。そういう中で、やっぱりこの地域審議会というのは、これは必要だというふうに考えます。ここで議論をする幅はあまりないとは思いますが、意見としてはそんなふうに考えています。ただ、そのやり方、方法というのは、これはまず様々にあるようでございまして、しかしあくまでも審議会でありまして、これは長の任命する審議会と。予算の決裁権は長が持つ、こういう審議会であるべきだというふうには考えますけれども、そのこのところはこの定数を考える場合にも、一番先に私どもの頭にあるのは、これからどうなるんだという、そのこのところの心配がやっぱりとにかく議員の数を確保しようと、なるべく多く確保しようと、こういう発想に当然結びつくわけですから、最初の始まりはそうだったと思います。それが今改めて地域審議会というものの持つ意義というものについて、検討するのは別の機会で行いますけれども、しかし頭の隅にはやっぱり私どもの中では決してぬぐい去ることのできない部分でもございます。

それから、議員の定数についての考え方です。一つは、やっぱり激変緩和という、先ほど数字をもって、羽黒さんからだと思いますが、あるいは藤島さんからもそういうお話がございました。激変緩和というのは、鶴岡市さん対町村という考え方は、これはあまりに鶴岡市さんが大きいもんですから、いかにしてもそう考えてしまうという部分があります。そういう中で、選挙区を設けるということになれば、一票の格差というものがどれだけ許されるのか、どれだけが適当なのか、そういうことをやっぱり考えます。その際に一票の格差は選挙区をもってしても倍以上にはならない数、倍を超えてはならない数というものがやっぱりこの辺で考え方としては整理されるものではないかというふうに考えます。そうしたような意味合いをもって、42という私どもの提案は、これを割り振るとなるとなかなか難しい部分はたくさんあるんですが、いずれにしても選挙区を設けた場合に一票の格差の適正なるものは、鶴岡市さん、市部の22と、それから町村部の20と、これが適当な数ではないかというふうに考えます。

○榎本政規委員長 ほかにご意見。

○菅原 元委員 今庄内で三つの枠組みで法定協をされているわけですが、特に余目、立川も最近議員の定数についていろいろと議論されているわけですが、在任特例は活用するわけですが、それ以後の法定定数をどうするのかという話をされているようです。それで、その法定定数より2名を減じて決定しようという話がされている中で、例えばそういう状況の中で住民は原理原則、法定定数より増やすということが果たして理解を得られるのかどうか、そのことについてもやはり慎重に議論をしていかなければならないのではないかなというふうに思います。特にそういう近隣の庄内全体の中でも、庄内北部、あるいは中央と申しますか、余目、立川の考え方もあるようですし、この南部だけが議員の定数を増やしていくということが住民から理解を得られるのかどうか、そのこともやはりこの場で慎重に議論していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○榎本政規委員長 今菅原委員から言われた市民の理解、あるいは町民の理解が得られるのかということに対して私なりの考えとすれば、やっぱり34オープン選挙が原則

とはいえ、空白区ができる、これはやってみなければわかりません。これが一番というのは誰が考えてもそのとおりだと思うんですけども、在任特例という考えもある中で、やっぱり構成町村の中に議員が一人もいなくなるということに対して、定数特例を採用した場合、激変緩和のためにある程度の定数が増えるということは、これは法律上も認められていることに対して、私はべらぼうな数でなければそれは市町村民は納得してくれるものではないのかなと思っています。この辺について皆さんご意見等あれば。私は、そう思って定数特例に委員長として踏み込んだ次第であります。個人的にはやっぱり皆さんと同じとおり、新しい市の議員は新しい市の市民全体で選ぶべきだということから考えれば34の原則になるんじゃないかなと思いますけども、それだけでは済まないというもろもろのものが積み残されていく可能性も全く否定できないわけで、その辺のことを考えればその人数が、じゃ1人ならいいのか、3人ならいいのか、5人ならいいのかというのはちょっと難しいところがあるかもしれませんけども、その辺はそうしています。

**○遠藤純夫委員** この定数というものは、やはり住民が一番関心を持っているものではなからうかというふうに思われます。そしてまた、我々も一番の重要な問題かというふうに思って今までも議論してきたわけであります。そんな中で、やはり今うちのほうの議長も申し上げておりますように、また様々な方々から今まで出てきているものは、やはり町村では合併に対しての不安がまだあるわけです。その不安は、今審議会云々というものが出てきておるわけですが、やはりこの定数と審議会とこれは我々は大変密接な関係があるのではなからうかというふうに思っておるわけです。これも先ほどからありましたように、審議会というもののわからないというような意見もあるようであります。この辺はこの定数が、今まで櫛引町であれば15人であったわけですが、これが1人か2人というふうになりますと、やはり今までこの合併に対する不安が非常に大きいわけです。それを何とか住民からこの不安を取り払っていただくにも、やはりこのような審議会が重要ではなからうかというのが我々の今の主張のねらいであります。そして、また我々櫛引は34名という原則を出しました。これもやはりこの合併に対しての定数が34が原則というような形の中で、大変私たちの議会も勇気があったのではなからうかという結論ではなかったかというふうに思われます。それでありますので、やはりこの34名の中で何とかこの町村に空白区を残さないために検討するのがこの委員会ではなからうかというふうに思われますが、その辺についてはいかがなものでしょうか、ひとつ伺いをいたしておきたい。

**○榎本政規委員長** 今櫛引町の遠藤委員さんのほうから話ありました34の中で定数を考えるということで、先ほど言ったとおり、プラス1、マイナス1なわけですけども、これは当該町村以外の、櫛引町さんはそういう見解ですので、残りの4町さん、温海さんにしろ、三川さんにしろ、羽黒町さんにしろ、藤島町さんにも今度は投げかけられているというふうに考えますけど、その辺については先ほど朝日村さんと鶴岡市さんからはお話お聞きしましたから、その他の皆さんから、いや、34なんていうのは検討するにも値しないのかどうなのか、そんなことを言っては大変櫛引町さんに申しわけないんですが、そういうことをお聞きしたいということでありますので、とりあえずその4町の中で、じゃ温海町の富樫委員さん。

○**富樫栄一委員** この検討委員の中でも大筋で特例を使うというような認識の基でやっているわけですが、今また原理原則へ戻るということは一步後退につながるのではないかなと、そう思っています。

それから、先ほどうちの議長が申しましたけども、42名というのは、特別委員会の中では定数特例の68になるべく近い数字にというような意見も大多数あったということをし添えておきます。

○**榎本政規委員長** 櫛引町さんの34の鶴岡が21で朝日を2にするというのはこれ原則かもしれませんが、2市村間での取引みたいな形になるわけですが、これも一つの定数特例であるということは、定数だけが34だというだけで、人数については取引と言ったら悪いんですけども、変化していますんで、これも定数特例の一つだと思うんで、原則に戻ったという考えでは櫛引町さんもないのかなと思いますので、1人では大変だから1人を2人にするために一番多い鶴岡さんが少し冷や汗かいてくださいよということじゃないのかなと思います。その辺に関してはほかの町で、鶴岡以外で意見があれば一番いいんですが。

○**須藤栄弘委員** 定数特例の部類には入るかもしれませんが、それに値しないのではないかなと思っています。説明の根拠はつかないと思います。これは、定数特例の部類には入らないと思いますし、やっぱりもう少しこの定数特例という意味を慎重に考えて、2市村間の取引みたいな感じも受けるわけですし、定数特例であれば全体的な定数を考えていくという原点から考えれば、特例の部類には入らないと私は考えます。

○**榎本政規委員長** ほかに。

○**斎藤助夫委員** 櫛引町から冒頭に提案されました34の原則の中で、鶴岡1減の21で朝日に1をやると、それで原則の34ということなんですけど、先ほどうちのほうの本城特別委員長からお話ありましたように、私も基本的には変わりありませんけれども、ただ一つだけ申し上げておきたいと思いますけども、去年の4月統一地方選挙ありまして、鶴岡市ではいろいろ酒田の関係とか米沢、あるいは諸般の県内の動向も見まして32から4名減らして28にしたわけでございます。その辺も含めると、鶴岡市の議員の大方の方は、先般の選挙で私どもも自ら4名減をしたと。そして、原則の34で人口割でいけば鶴岡市は22と。それからさらに1減というのは、やっぱり先ほど本城委員からお話ありましたように、私どもの議会としても非常に厳しいのではないかと思いますし、あえて私から申し上げさせていただければ、例えばこれからどういう数字になるかわかりませんが、そういうもののまず前提、あるいは基本とすべきものは、町村の中でその調整ができないものかなと、そんな感じをいたしますので、まず私のこれは意見として一言だけ述べさせていただきたいと思います。

○**榎本政規委員長** ほかに。34の数字じゃなくても、いろんな形でのことも、時間も大分、2時間と思えばまだありますが...

○大滝助太郎委員 委員長しばしば言っていますように、本来であれば12月ということの中での延長に延長を重ねてきたということです、これ具体的な数字としてもいろいろ出ているわけですから、私はやっぱりこの辺で委員長提案というふうなことも出てもいいのではないかと。結局これは裏を返せば鶴岡市でどこまで歩み寄ることができるかということも非常に重要な要素になっておりますので、これはやっぱり今後合併後のいろんな運営についてもその辺鶴岡市がどのぐらい配慮をしていただけるかということもありますので、これだけ数字が出て、あとは何か歩み寄る一つの提案がなければ、これまた何回繰り返して持ち帰ってもこれはもう全く行くところに行かないわけですから、やっぱりこの辺で、委員長さんもそれぞれの思惑は大体わかっていますので、鶴岡市がある程度許せる範囲内で、きょうは鶴岡の議長というよりはここの委員長としての、町村でも何かこの辺ぎりぎりのところで何とかというふうな委員長提案があれば、それを今回はここですぐ決定するということは難しいにしても、その数字を持ち帰ってできれば次あたりでそれは決着するというふうなことにしないと、これは回数だけ重ねて、聞いてみると議論はあまり進行しないで同じことを繰り返しているだけですから、この辺でできれば委員長から提案をしていただいて、これを各議会に持っていくと。そうでないと、このまま持っていったら結局もういつになるかわからないということです、委員長提案があれば私はひとつ数字を示していただきたいというふうに思います。

○榎本政規委員長 皆さんいろんな意見をお持ちで、まだ言い足りないところがある…。

（何事か言う声あり）

○榎本政規委員長 じゃ、委員長提案の前に、鶴岡の本城委員さんのほうからご意見あるそうですので。

○本城昭一委員 私は、きょう具体的に42名、34名、48名というような数字も含めた見解が各市町村から出たわけでありまして、これを足して7で割ったなんていうような提案はこれできないわけでありまして、これだけ数字が違うわけですから、今ここで委員長に数字を含めた委員長提案をせよというのは本来無理だと。やっぱりこの数字を持ち帰って、もう一度ここに持ち帰ったときに委員長提案が出てくるということはあり得ますけども、きょうこの数字を案分して委員長が数字を提案すると、そういう状況にはない。私も最初から言っておりますように、このように1市6町村それぞれの見解があるわけですから、特例を認め合えばこういうふうになるというのは最初からわかっていることであります。したがって、こういう状況になったときはやはり原点に返るということで、原則に戻るということに委員長提案するなら、そういう提案なら私は納得できますけども、この数字を含めて委員長に今出せというのは、これは委員長がそんな責任を負えるわけではないと思います。そういう意味で、今の三川町さんのようにここで委員長が数字の提案をしてということは、私は無理だろうなというふうに思います。

○**榎本政規委員長** いろいろ委員長提案はというようなこともあります。ただ、これはもう既に期限が1回切れて、2回目の期限ももう既に、今月は法定協はきょうが最後でありますから、取りまとめをする委員長としてはこの場に入ってくる時に既に自分の腹は、委員長提案をせざるを得ないのかなと思ってまいりました。ただ、今大滝副委員長さん、あるいは鶴岡の本城委員さんの意見等がありますから、それでもあえて私は委員長提案をさせていただきたいというように思います。ということは、これ以上進まない、議会がこれで答えを出せないということになれば、議会は自助努力を放棄したということになるのかなと。一番恥ずべき事態に議会議員自らそこに追い込むということはちょっと私はできませんので、鶴岡の議会なり鶴岡の特別委員長さんからおしかりを受けることも考えられますが、委員長提案をさせていただければと思います。

○**押井喜一委員** 私は、このことに関してはまだまだ時間がかかると思います。今までも当然この場で協議された内容については各議会に持ち帰ってさらに協議するという手順できましたので、一応ここで決まったということで報告というわけにはいかないというふうに思っています。いろいろ合併協議会そのものについても、名前をどうするかというようなところはまだ決まっていないということでもありますし、期限として答申を出さなきゃならないというようなことあるわけですが、私はもっと時間をかけなければならないんじゃないかと。答申を出さなきゃならないので、もう協議しても前へ進まない、あとは合併協議会、あるいは第三者にお任せということではなしに、今日までいろんな議論を踏まえて我々も議会の中でいろんな努力をしてまいったわけでありまして、さらに今定数特例という段階の中で議論されていると。その辺の原則的な、基本的なところを決めながら数についてどうするかということに手法を変えていかないと、すべて一括に議論したところでなかなか收拾がつかないということではないかというように思っています。

先ほど藤島での今までの協議のことについて報告しましたが、若干補足をさせてもらいますけども、10万の鶴岡と合わせて6町村5万という構図の中で、単純にもう人口比でいかないとこの議論があるというところをまずお互いに理解しなければならないのではないかとこのように思っております。ですから、私どもとしましては、これから地域によっては議員が1人と、合併すれば垣根はなくなるというようなことではありますけれども、そういった地域の中で今までそれぞれ50年、半世紀歴史をつくってきた町村、議会もあるわけですので、その中で1人あるいは2人というふうな状況になってくると。これを解決するには、単純と言われましたけども、基本的にそれぞれ藤島としては2人ずつ加算をして、その上に人口比の数もあるわけですので、こういったところで最終的な方向を見いだせないのかという意味でご提案を申し上げているわけでありまして。ですから、その辺のまず基本的なところを決めながら、もう少し私は時間をかけてそれぞれの議会の理解を得て初めて答申ということではないかというふうに考えますので、この点も本城さんも言われましたけども、それぞれまた各議会を持ち寄って議論を進めなきゃならないということを踏まえてこの検討小委員会の方向づけもお願いしたいなというふうに思います。

○**榎本政規委員長** 今押井委員さんからそういう話が出されました。ただ、私は鶴岡市

議会の中におるもんですから、委員長ではありませんが、端的なことを申し上げれば、時間がかかればかかるほど原則に、原則に、原則にという形に進んでいくと思います。これは非常に言いにくいんですけど、議会の議員を議員に決めさせるから時間かかって決められないんだという、これは悪いですけども、偽らざる市町村民の声だと思います。先の法定協でも申し上げましたが、決められないんだったら市民が決めてあげますよというのも、これも市民の声だと思うんで、時間をかければ、ここまで大変すみませんけども、3月27日の第1回から第9回まで、ことしの春の統一地方選挙、夏の第2弾の統一地方選挙の以前からこの議員定数は検討されてきたことであります。確かに中身について見えない段階で議会議員が議員定数を決めるというのは非常に難しいことだし、地域審議会の問題もクリアしていないんじゃないか、名前の問題もクリアしていないんじゃないかと、その中でどうして議員定数を決めなきゃならないんだという、この意見もごもっともだと思いますけども、少なくとも15万5,000の議員の法定定数は34ということは法律で決まっているわけで、その辺のこと、それから68までの定数特例があるんだと、それから127の在任があるんだと。じゃ、在任特例が市町村民の理解を得られるか、その辺を考えていけば、私も議員がもう少し時間をかけて、もう少し時間をかけてという時間的な余裕が、じゃもう1か月かければ答えが出るのか、もう2か月かければ答えが出るのかというのは私は違うんじゃないかなと思っていますので、これは先の12月1日のこの検討小委員会でもなお1か月ということで、1月の中旬までにということで法定協のほうから理解を得てここまで進んできたわけで、それを再度今回も延ばしていただかなければならないわけで、法定協で、いや、決まらないんだったらと言われた場合には私も白紙で法定協に返さざるを得ないわけで、少なくともあと1回、あと2回ぐらい、あと2回になりますと、2月の末か3月の初めに全体法定協はなっていくとすれば、3月定例会で各市町村議会で議決を経るんじゃないですけど、論議していただく上でも、2月の頭の法定協には回答を出さざるを得ないというのが私の考えです。その辺も含めて皆さんからご意見あれば、ご意見なければ、34から48までの数字が出ているわけで、その辺で私の考えてきたことを申し上げながら委員長提案をさせていただければなと思っていますところでもあります。

○**本城昭一委員** 最終的にまとまらなければ、結論が出ないという答申をお返しするのか、あるいは全体の流れの中でもう一度この会に委員長提案をして、その検討を各市町村からしていただくという方法を私は否定するものではありません。委員長提案を否定するものではありませんが、きょう初めてこういうふうに人数が出そろったと。羽黒町さんはきょうの結果を見て検討するということではありますが、ある程度的人数が出そろっているわけですから、この段階で委員長提案というのは非常にこの会の方向性を決定する重要な役割を、意味を持っているものですから、そこで数字を出すということには私は反対であります。現段階ではそういう段階ではないと。ここまで皆さん努力をして出てきているわけですから、これをもう一度持ち帰って検討する時間をいただきたいと最初に申し上げたわけでもあります。この段階で数字を委員長が出して委員長提案をするのは、こういう努力がどうなるかなと、こんなことになるもんですから、私はもう一度そういう機会をいただきたいなと、こう申し上げたところであります。

○須藤栄弘委員 委員長提案に関していろんな意見が出ているわけですが、議論がし尽くしていないということもあろうかと思いますが、これ以上どんな議論をするのかということであれば具体的な提案をしていただきたいと思いますし、一定の方向性を見いだすためにはここで委員長提案があってしかるべきだろうと私は思います。それに沿って各自治体で努力して検討するということは、必要な時期が当然過ぎていると私は思います。

○榎本政規委員長 ほかに。

○押井喜一委員 9回ということですが、いろんな状況の中でそう数多く開催できない今までの検討小委員会だと思います。確かに時間はたっていますけども、今やっと本格的な議論というか、詰めの議論をされているわけであります。その中で、議会のほうもやっと今の定数特例という方向の中で議論しようということになっている提案されていると。ですから、今早急にじゃ数を決めてやっていくということを当然主張されていることも理解できますけども、私はまだ藤島においても議論しなければならない点が多くあるというふうに思っています。ですから、単純に委員長から提案されて、これでどうだと、だめならだめでいいのかということにもなってきますし、相当の重さが出てくるというふうに私は思います。ですから、まだそれぞれの議会で今提案された内容につきましても議論する時間がなければならないのではないかなというふうに思っています。とにかく合併は、やはり相当エネルギーが必要なのではないかなというふうに思っています。実際結論を出すまでにはまだ時間あるというように思っていますので、我々も本当に慎重にこのことに関しては、我々だけの問題ではない次の世代、そういったところに波及することにもなってきますので、責任がありますので、むしろ今やっぱ慎重に議論しないといかんののではないかなというふうに思っています。

○井上時夫委員 今委員長提案のことで話し合われておりますけども、私も1回1回次の回までに何々してこうと皆さんここで決めているわけですが、うちのほうも定数特例の人数がちょっと数字を出せなかったことがありますけども、やっぱりそうして決めたことが進んでいかないと、先ほど鶴岡の本城委員長さん言うように前に進まないわけです。それで、この前答申は1か月延期ということでしたし、また延期ではちょっと私はどうかなと思います。ですから、ここで委員長提案は、ぜひとも賛成のほうであります。以上です。

○榎本政規委員長 委員長提案ということに対してのいろんな考えがあるわけですが、基本的に数字はあれですけど、ここまで定数特例に入ってきたとすれば、私は人口割をどうするのか、それから平等割をどうするのか、その二つをどう組み合わせるのかということしかないんだと思うんです。理由はどうつけようとも、各々の皆さんの考え方のバックボーンは自分のところがということになると思うんで、単純にいけば人口割の部分はもう既に34のときには22対3対2対2対2対2対1ということで決まっているもんですから、それに平等割をどうするのか、平等割を入れないのかどう

なのか。極端な話をすれば、じゃ朝日村さんが1から2になるのであれば、先ほどの櫛引町さんのように、一番多い鶴岡を一つ減らして朝日村さんに一つやればいいじゃないかと。あるいは、それでなければ、34はそのままにして朝日村さんに1を足して35という数字だって出てくるでしょうし、その辺の数字は34と42と48と出ていますけれども、その中の数字というのはどれを採ったとしても理由は理由をつけた人の各々の理由にしかならんのではないかなと思いますので、今提案されても困るという議会が二議会、いいえ提案してくださいというところもあるわけで、委員長の最終決断になると思いますけども、そのほかご意見等ありましたら。羽黒町さんはまだ数字出ていないわけで、基本となる数字、たたき台となる数字は、先ほど言ったとおり34とか42とか48は出ているわけで、そのほかにも委員長提案がなければ進めないのか、その辺も含めて何かご意見あれば。

○山口 猛委員 私のほうは、きょう多分議員の傍聴、地元ですので、大変来ていると思いますが、まずここで私の羽黒町議会としての意見を申し上げることはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

そこで、今委員長提案をめぐって賛成、反対ありましたが、私は7市町村平等を、議員1人にするのか、2人にするのか、この辺でも各町村の議員数が変わってきます、私も計算しておりますので。34の根拠は事務局で出しておられましたが、これは完全に人口なんです。これ人口でいきますと、鶴岡がきっちり22になります。そして、藤島町さんが2・何人とかという小数点以下になるわけです。それを四捨五入したのが各町村に、藤島町が3と、羽黒は2と、朝日さんが1と、こういうふうに割り振っているわけです。例えば方法として、7市町村で1人ずつを平等に与えそのほかは人口割と、こうなればそういう方式が採られるわけです。各町村に朝日さんが言うようにやはり複数ほしいとなれば、各市町村に平等に最初2人ずつを定数を与えて14人と。あとの残りを、総体で何人にするか、これも議論になるわけですが、総体数を例えば40と決めた場合、残りの26を人口割でいくと、こういう方式でその町村の議員数が、若干2人のところが3人になったり、そういうふうに変ってくる要素がありますが、今委員長が例えば鶴岡22と、羽黒が3とかと、こういう提案をなされるということではないと思いますが、この辺も定数特例を採用した場合のことを私は言うわけですので、やはり1人を平等に与えるか、2人を平等に与えるか、残りを人口比でいく、これも一つの算出の根拠は私はあるのではないかと。ただ、最初の34の原則に全部1人ずつというのは若干の不平等が出てきますので、それはそれとしてまず合意が得られるかどうかもありますが、委員長提案を聞かない前ですので、私は1人を平等にいくか、2人を平等にいくか、残りを人口比でいって総数を何人にするか、この辺も私は人数を決める場合大変重要ではないかというふうに思います。

以上です。

○榎本政規委員長 ほかにご意見あれば。

○本城昭一委員 私は、今きょうここの段階で委員長提案すべきでないというふうに主張しているのは、一つは鶴岡の都合もありますが、鶴岡はすべて議会の意思を特別委員会で検討して、それを代理して私はこの場に持ってきているわけであります。その

中で、先ほど言いましたように、1から3までの鶴岡の案をここに提出をすると。そのほか、各町村からもいろんな意見が出てくるだろうと。それが検討に値するものであればまた持ち帰りますと、こういうことを申し上げてきているわけです。私は、きょう検討に値するものが出てきたと、そういう判断でありますので、ここで委員長提案というのはまず審議打ち切りみたいなもんですから、ここまで出てきたのをこの段階で打ち切って委員長が数字を提案すべきではないのではないかなというのがあります。

前回、今回で終わりだと、延長したんだからこれ以上延長するのはやっぱりおかしいという考え方も当然これはあるわけではありますが、しかし延長しても検討すべき課題が出てきたなど、私はそう思っているわけですので、ここでまとまらないという答申をするよりはこのことをもう一度検討すると、これがこの定数検討委員会で方向性を出せるやり方ではないかなと、このように思います。先ほど言いましたように、最終的には議会で議決しないとこれは成り立たないわけでありますので、議会で議決を得て全体がまとまっていくためには各町村の現在出てきているこの案をもう一度検討する必要があると、そのほうがベターであると、私はそう判断したので、きょうここでの委員長提案には同意しかねるということを申し上げているわけでありまして、委員長提案という制度そのものを否定しているわけではありません。

**○榎本政規委員長** ほかにご意見。

**○進藤 篤委員** 今、会の進め方、委員長提案についての話になっているわけですが、私のほう、朝日村の場合も、先ほど特別委員長のほうからも話ありましたけども、42名という線が出てきているわけですが、今回例えば委員長提案なしにこれを持ち帰るといっても、いろいろほかの市町村出ましたけども、それはそれとして、私のほうは別にあともうこれ以上この線でさらに詰めてと、ほかのものを比較対照しながらもう一度再検討するということにはならないのかなというふうに思いますし、ほかの町村についてもおおよそそのようで、羽黒さんはまだ具体的な数字が出ていないので、そういうことがもう少し再検討ということ出てくるかと思えますけれども、ここで委員長提言があって、その後出てすぐ決まるわけでもありませんし、またさらにということもあるかもしれませんので、いつまでも延長していくわけにもいかないと思いますので、やっぱり委員長提案を今回は出すべきでないかなと私は思います。

**○榎本政規委員長** 藤島町さん、齋藤委員さんどうでしょう。

**○齋藤 久委員** 先ほどは具体的な数字を出してもいいのではないかという話をしましたけれども、同じ藤島町でも意見が分かれていますので、少なくとも定数特例を採用する、あるいは選挙区を設置する、朝日村さんには複数の議員定数ということは、大方の意見だと思います。平等割をどうするかということですが、ぜひその平等割は、藤島町も主張しておりますので、ここで具体的にその数字を出さなくとも、その線で各市町村で検討してくるということやはり持ち帰らないといけないと思います。平等割というのは人口規模を考慮しないものですので、よろしく願いをしたいというふうに思います。もう一度申しますけれども、定数特例を採用して設置選挙

をする、朝日村は議員定数を複数に、それで平等割を考慮するという事は、最低限ここまでは合意をして持ち帰るということにしてほしいと思います。

○**榎本政規委員長** 意見も出そろったと思いますが、実は私、委員長としてきょうの午後からの運営小委員会、そして全体法定協で回答を提案しようと思っていましたが、なかなかその場までは行きませんので、午後の全体法定協の中においては再度次回の法定協まで結論は先送りさせていただきたいということを申し上げるしかないのかなと、そう思っておりますので、このことだけは皆さんから了承をいただきたいと思います。

もう一つは、委員長提案ということで言われましたが、少なくとも二つの議会から、今出されては困ると、持ち帰って検討しなければならない課題が出てきたということであれば、私は委員長提案というのは一つはもう流れを決めてしまう、逆に言えば委員長が提案してそれが各議会で否決されれば、委員長、一体おまえ何しているんだということになるもんですから、これは慎重に扱わなければならない問題なのかなと思います。ただ、少なくとも今34から48の数字が出てきています。そのデータとなるとところは人口割であり、平等割をどうするのかということなわけで、先ほど藤島の齋藤久委員さんから話ありましたようなことで、その根拠となるものを含め、再度2月の5日が次の全体法定協です。それまでの間に、羽黒町さんも答えが、まだ数字的なものが出ていないわけですので、時間的には非常に短い時間しかございませんが、自分のところとしての基本的な物の考え方を出示していただくということで、それでも数字がまとまらなかつたら委員長提案をさせていただくということでよろしいでしょうか。いや、どうしても今委員長提案出してもらわなければうちは議会が開けないと、開かなくても答えが出ているところはそれはそれでいいのかなと思いますので、ただ新たな数字を提案されたところに関しては再度その数字を検討していきたいということでありますもんですから、その辺でよろしいでしょうか。ご意見があれば。いや、出せと言われれば、つたない頭で考えてきた数字はありますから。ただ、それはあくまでも平等割であり、人口割であり、激変緩和を考えているということで大体皆さんおわかりの数字じゃないのかなと思いますので、あえて出さなくてもわかるのかなと…。

○**本城昭一委員** 今委員長が申されたように、これは朝日村さんも言いましたけども、いつまで延ばしてもいいというものではないわけですが、ただ今回申し上げたのは、私のほうの特別委員会に諮らなければならない新たな問題が出てきたと。私のほうは34名法定定数オープンという原則を主張しておりますが、その中で落としどころとしていろんな妥協案を提案してきたわけです。それを提案しなければこんな混乱はなかったろう、私のほうの議会は混乱しないで、それで押し通せと、こうなるわけですが、それじゃまとまらないからということでいろんな提案をしてきているわけです。その提案の中で、きょうまた新たな提案が出てきたと。これは、諮らなきゃならないと、そういう順序は踏まなきゃならないと。しかし、時期的に言っても2月5日あたりが一つのめどだろうということで、もう一度だけ持ち帰って議論をさせていただきたいと、こういうふうに申し上げた立場から、今委員長が提案したような取り計らいをお願いしたいというふうに思います。

○**榎本政規委員長** そういうことでありますもんですから、2月5日の次回の法定協の前にか、その周辺で議員定数等検討小委員会を行いたいと思います。なお、その時点で各市町村議会の定数が一致を見なかった場合は委員長から提案をさせていただくと。それを持ち帰っていただいて、だめならだめ、良ければよしというような形になるうかと思しますので、じゃなお1か月半、2月の末ごろまで猶予時間をいただきたいということできょうの全体法定協には提案をさせていただきます。ただ、少なくとも今回羽黒町さんが定数特例をテーブルに上げて検討していただくというところまで進んできたので、その数字を各議会ともこの場に提案をいただきたいというふうに思います。それは、私は鶴岡の例を取るわけではありませんけども、一つの案だけしか動きが取れないというようなことでなくて、第1案、第2案、第3案があってもよろしいんじゃないかなと。各々についての提案の理由があれば、その説明ができるようなものであればそれはそれでもよろしいかと思しますので、この場合は全体法定協になお1か月半の猶予をいただきたいということで、次回の議員定数等検討小委員会において定数がまとまらなかったときには委員長提案をさせていただくということでよろしいでしょうか。まとまらない、持ち帰りたいという議会がある以上、今出しても新たな提案の一つになるだけですので、そうさせていただきますと思います。よろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○**榎本政規委員長** ありがとうございます。

#### 4 その他

○**榎本政規委員長** では、次回の議員定数等検討小委員会の日程を決めたいと思います。次回法定協は事務局のほういつですか。

○**石塚治人事務局総務課長** 次回2月5日の木曜日ですけれども、1時から鶴岡市の中央公民館のほうでということで考えております。

○**榎本政規委員長** 同日のほうがよろしいんでしょうか。それとも、もっと前のほうがあれですか。次回の法定協は2月5日木曜日、1時から鶴岡の中央公民館で合併協で、3時から専門小委員会ということで予定されておりますので、朝早くからその日にやるのか、それともそれ以前に議員定数だけ開くのか。

(何事か言う声あり)

○**榎本政規委員長** 27日は、専門小委員会だけです。一から三までの専門小委員会、1時半からです。ただ、27ではあと10日ぐらいしかないもんだから、その間に各議会の特別委員会開けないんじゃないでしょうか。

(「5日のほうがいい。」という声あり)

○**榎本政規委員長** 5日できますか。11時半から運営小委員会が開かれるようですけども、その以前でしたらできるわけですね。9時ごろからですか、9時半になりますか。きょう見ても2時間かかっていますので、2時間は必要なかと思いますが、9時半からで大丈夫でしょうか。鶴岡まで来るのならみんな同じような距離なので、9時半でいいですか。じゃ、事務局のほうよろしいですか、2月5日9時半から中央公民館場所取れますか。

○**石塚治人事務局総務課長** 議会の日程等ありますので、調整させていただきまして、また2月5日ということでありましたので、その線でちょっと検討させていただきます。きょうの午後ご連絡できますか、または後日になりますか、いずれにしても2月5日ということで時間、場所、その他の議会の関係等を調整させていただきます。

○**榎本政規委員長** 時間は9時半からということをお願いしたいと思います。場所はもし中央公民館取れなかったら市役所の会議室でもどこでも、15人と傍聴席あればいいわけですので。じゃ、次回は2月5日9時半から、場所は未定ですけども、第10回の議員定数等検討小委員会を開きたいと思います。

## 5 閉 会（午後0時02分）

○**榎本政規委員長** 委員長の不手際でなかなか進まないところがありますが、非常に市町村の関心事であるということは間違いのないところですので、検討すれば検討するほど頭の痛くなってくる問題であります。ぜひとも各市町村議会の議長さん初め特別委員会の委員の皆さん鋭意検討いただき、次回には少なくとも一つにまとまる方向性を見いだしていきたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願いを申し上げ、第9回の議員定数等検討小委員会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。